

第十三回

参議院法務委員会會議録第四十三号

(六九一)

昭和二十七年五月二十三日(金曜日)午前十時三十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野義夫君
理事 宮城タマヨ君
委員 伊藤一松
定吉君民事法務長官 平賀健太君
事務局側 経務室主幹 平賀健太君
常任委員 会専門員 西村高兄君
常任委員 会専門員 堀眞道君
代理人(事務総局人事局長) 鈴木忠一君

説明員

付)

本日の会議に付した事件

○最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○裁縛活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)

○公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○官公審査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小野義夫君)只今より委員会を開きます。

本日は先づ最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。先づ民事訴訟法改正に関する小委員長より報告を願います。

法務委員会	法務委員	法務政務次官	龍野喜一郎君
法務府特別審査局長	法務府特別審査局次長	佐藤達夫君	吉河光貞君
法務府特別審査局次長	法務長官	木村篤太郎君	岡原昌男君
法務府檢務局長	見第四局長	高辻正己君	野木新一君
法務府檢務局長	見第四局長	吉橋敏雄君	之君

この法律案は先に第七会議におきまして、当時の事情いたしまして、新憲法の下に国内法規の整備が図られておつた時代であります。六法は勿論あらゆる法律は新憲法の精神に基きまして改廃をされたのであります。然るに当時すべての改廃が完了されたにもかかわらずひとり民事訴訟法に関する法律案において、ルールにおいては最高裁判所においては、僅か十五名の最高裁判所の判事が調査官をして調査せしめ、それをとつて以て審理しておるに比較いたしまして、新らしい機構の委員会の審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小野義夫君)速記をつけて下さい。

○伊藤修君 只今議題となりました法律につきまして、民事訴訟に関する小委員会の審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

この法律案は先に第七会議におきまして、当時の事情いたしまして、新憲法の下に国内法規の整備が図られておつた時代であります。六法は勿論あらゆる法律は新憲法の精神に基きまして改廃をされたのであります。然るに当時すべての改廃が完了されたにもかかわらずひとり民事訴訟法に関する法律案においては、ルールにおいては最高裁判所においては、僅か十五名の最高裁判所の判事が調査官をして調査せしめ、それをとつて以て審理しておるに比較いたしまして、新らしい機構の委員会の審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

この法律案は先に第七会議におきまして、当時の事情いたしまして、新憲法の下に国内法規の整備が図られておつた時代であります。六法は勿論あらゆる法律は新憲法の精神に基きまして改廃をされたのであります。然るに当時すべての改廃が完了されたにもかかわらずひとり民事訴訟法に関する法律案においては、ルールにおいては最高裁判所においては、僅か十五名の最高裁判所の判事が調査官をして調査せしめ、それをとつて以て審理しておるに比較いたしまして、新らしい機構の委員会の審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

この法律案は先に第七会議におきまして、当時の事情いたしまして、新憲法の下に国内法規の整備が図られておつた時代であります。六法は勿論あらゆる法律は新憲法の精神に基きまして改廃をされたのであります。然るに当時すべての改廃が完了されたにもかかわらずひとり民事訴訟法に関する法律案においては、ルールにおいては最高裁判所においては、僅か十五名の最高裁判所の判事が調査官をして調査せしめ、それをとつて以て審理しておるに比較いたしまして、新らしい機構の委員会の審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

この法律案は先に第七会議におきまして、当時の事情いたしまして、新憲法の下に国内法規の整備が図られておつた時代であります。六法は勿論あらゆる法律は新憲法の精神に基きまして改廃をされたのであります。然るに当時すべての改廃が完了されたにもかかわらずひとり民事訴訟法に関する法律案においては、ルールにおいては最高裁判所においては、僅か十五名の最高裁判所の判事が調査官をして調査せしめ、それをとつて以て審理しておるに比較いたしまして、新らしい機構の委員会の審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

この法律案は先に第七会議におきまして、当時の事情いたしまして、新憲法の下に国内法規の整備が図られておつた時代であります。六法は勿論あらゆる法律は新憲法の精神に基きまして改廃をされたのであります。然るに当時すべての改廃が完了されたにもかかわらずひとり民事訴訟法に関する法律案においては、ルールにおいては最高裁判所においては、僅か十五名の最高裁判所の判事が調査官をして調査せしめ、それをとつて以て審理しておるに比較いたしまして、新らしい機構の委員会の審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

この法律案は先に第七会議におきまして、当時の事情いたしまして、新憲法の下に国内法規の整備が図られておつた時代であります。六法は勿論あらゆる法律は新憲法の精神に基きまして改廃をされたのであります。然るに当時すべての改廃が完了されたにもかかわらずひとり民事訴訟法に関する法律案においては、ルールにおいては最高裁判所においては、僅か十五名の最高裁判所の判事が調査官をして調査せしめ、それをとつて以て審理しておるに比較いたしまして、新らしい機構の委員会の審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

この法律案は先に第七会議におきまして、当時の事情いたしまして、新憲法の下に国内法規の整備が図られておつた時代であります。六法は勿論あらゆる法律は新憲法の精神に基きまして改廃をされたのであります。然るに当時すべての改廃が完了されたにもかかわらずひとり民事訴訟法に関する法律案においては、ルールにおいては最高裁判所においては、僅か十五名の最高裁判所の判事が調査官をして調査せしめ、それをとつて以て審理しておるに比較いたしまして、新らしい機構の委員会の審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

を理由としてなすことができるのであつて、上告裁判所は上告理由として挙げられたものの全部について調査しなければならないのである。これに対し民事上告事件の審判の特例に関する法律によれば、一、上告理由は原判決が憲法の解釈を誤つたこと。その他の憲法に違反したこと。二、原判決が最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。三、最高裁判所の判例がない場合に原判決が大審院又は上告裁判所である高等裁判所の判例に相反する判断をしたことの三つの場合以外は、法令に関する重要な主張をも含むと認められるもののみについて調査すれば足りることになつておるのであります。かようにことは國民の持つところの基本人権を著しく制約するものでありまして、臨時措置としてこれを賄つて行くといふことは誠に情理において不合理であるうと想うのです。この際根本的な改革を政府に希望いたしまして、この際は止むを得ず現状に即してこれを賄ふことには誠にあり方よりいたし方がないでありますから、小委員会におきましては原案を承認することにいたしました次第であります。以上御報告申上げます。

○委員長(小野義夫君) 只今の小委員長の報告に対し御質疑のおありのかたは御發言願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

を理由としてなすことができるのであつて、上告裁判所は上告理由として挙げられたものの全部について調査しなければならないのである。これに対し民事上告事件の審判の特例に関する法律によれば、一、上告理由は原判決が憲法の解釈を誤つたこと。その他の憲法に違反したこと。二、原判決が最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。三、最高裁判所の判例がない場合に原判決が大審院又は上告裁判所である高等裁判所の判例に相反する判断をしたことの三つの場合以外は、法令に関する重要な主張をも含むと認められるもののみについて調査すれば足りることになつておるのであります。かようにことは誠に情理において不合理であるうと想うのです。この際根本的な改革を政府に希望いたしまして、この際は止むを得ず現状に即してこれを賄ふことには誠にあり方よりいたし方がないでありますから、小委員会におきましては原案を承認することにいたしました次第であります。以上御報告申上げます。

○委員長(小野義夫君) 本件を小委員長報告通り可決することに賛成の諸君の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小野義夫君) 全会一致と認めます。よつて本件は全会一致にて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(小野義夫君) 本件に対する質疑は大体終了いたしましたのでありますが、なお御質疑のおありのかたは御發言を願います。

○吉田法晴君 これはこの前の委員会で伊藤委員から質問せられたことであります。そこで伊藤委員から質問せられたときには、増員が必要が生じましたのでこれを計上したわけであります。ただこの必要が生じたのは別途の全然別の理由で増員が必要が生じましたのでこれを増員を減らしてそのときにも念を押されただけれどもこれでやつて行けると、人員を減らしてもおわざるようになりますが、昨年の定員法改正のときに増員を減らしてそれをやつて来たけれども、これは通してもらわなければなりません。そうして一応聞いておけば、このとき、大蔵省からの圧力とは申しませんけれども、これは通してもらわなければなりません。それで、便宜的に話を進めながら、今度は全くないということを確言いたしておきました。

○吉田法晴君 この前の伊藤委員の質疑で今のお話のような事務員だけではなかったということは明らかになつておかたは御発言願っています。又本案について行くというあたり方よりいたし方がないでありますから、小委員会におきまして政府に対して御質疑のおありのかたもこの際併せて御発言願います。

○委員長(小野義夫君) 只今の小委員長の報告に対し御質疑のおありのかたは御發言願います。又本案について行くというあたり方よりいたし方がないでありますから、小委員会におきまして政府に対して御質疑のおありのかたもこの際併せて御発言願います。

○吉田法晴君 これはこの前の委員会で伊藤委員から質問せられたことでもあります。そこで伊藤委員から質問せられたときには、増員が必要が生じましたのでこれを計上したわけであります。ただこの必要が生じたのは別途の全然別の理由で増員が必要が生じましたのでこれを増員を減らしてそのときにも念を押されただけれどもこれでやつて行けると、人员を減らしてもおわざるようになりますが、昨年の定員法改正のときに増員を減らしてそれをやつて来たけれども、これは通してもらわなければなりません。それで、便宜的に話を進めながら、今度は全くないということを確言いたしておきました。

○吉田法晴君 この前の伊藤委員の質疑で今のお話のような事務員だけではなくたということは明らかになつておかたは御発言願っています。又本案について行くというあたり方よりいたし方がないでありますから、小委員会におきまして政府に対して御質疑のおありのかたもこの際併せて御発言願います。

○吉田法晴君 これはこの前の伊藤委員の質疑で今のお話のような事務員だけではなかったということは明らかになつておかたは御発言願っています。又本案について行くというあたり方よりいたし方がないでありますから、小委員会におきまして政府に対して御質疑のおありのかたもこの際併せて御発言願います。

○吉田法晴君 これはこの前の伊藤委員の質疑で今のお話のような事務員だけではなくたということは明らかになつておかたは御発言願っています。又本案について行くというあたり方よりいたし方がないでありますから、小委員会におきまして政府に対して御質疑のおありのかたもこの際併せて御発言願います。

んでおるのではないかというようなお感じを抱かれるということも御尤もと存じますが、最高裁判所のほうにいたしましてはこういう考えは毛頭なく、むしろまあ一旦約束をしたのだからその約束を又破るというようなことはできるだけしたくないといった気持ちが動いたのですから、もう一つ率直に言えは、そのときの情勢の判断といふようなことに若干うとかつたというそりも免れないかと存じますが、決して議会の権限を無視して、何でも法案を出せば何とかしてくれるだろうというような甘えた気持は毛頭なかつたわけなんですかけれども、結果といたしましては、減らしておいて又増加するというのはけしからんとおつしやられればその通りであります、気持といつたしましては決してそういう、法案を出せば通して頂けるのだからというような安易な気持でやつておつたのでは毛頭ございませんで。将来ともそういう点はよく注意をいたすつもりであります。

○吉田法晴君 この問題はこの程度でやめたいと思いますが、今のお話の中にもございましたけれども、大蔵省との折衝、そして一応できた案、それにについてのとにかく審議を重んぜられて、国会で昨年定員法の修正、減員についての法律を出す、こういう点がこれが最高裁判所じやなければともかくあります。

は大きいに反省せらるべき点がある、そこで立法権をもてあそんだという非難があつても云々という反省もございましたから、この程度で質問を私は終りたいと思いますけれども、特にその点については裁判所でありますだけに強く反省を求め、要請をしておかなければならんというふうに考えますから、その点御了解を頂きまして質問を終ります。

○左藤義詮君 只今の吉田委員の質問に関連してですが、これは一応昨年削つて又今度ふやすということで、まあこれは通すいたしまして、これで当分のところは特に警備方面が貽えるとお考えになりますか。すでに広島その他においても最近いろいろな問題があるのですけれど、法廷の秩序維持のためには又これが将来に増員のようない計画がおありであるかどうか伺つておきたいと思います。

○説明員(鈴木忠一君) この今回の定員法の改正によつて実質七十人の警備要員の増加を計画いたしておりますのであります。これが裁判所の考えにいたしましては、何と申しましても予算が少しあ込んで申せば、こういう定員法だけなしに、別の何らかの立法措置でも最高裁判所はお考えになつておるのか。国会に要求せられるおつもりであります。そこでなくして、まあ何とかこれだけの範囲で行けるだらうといふ甚だいまいなことで当座を糊塗していらつしやるおつもりか。最近のいろいろな社会情勢特に法廷におけるいろいろな問題から考えて、もう少し抜きも、あるいは法廷侮辱法というような法を作つても、結局は国民の違法精神の徹底に待たなくちやならないという御意見のようですが、それでは國民の違法精神を徹底するために、法律を作つても、結局は國民の違法精神の徹底に待たなくちやならないという御意見のようですが、それでは國民の違法精神を徹底するためにはどういうふうな実際の方途をお考えになつております。それに対しては大分前から問題になつております法廷侮辱罪というような法案も現に審議中と存じますが、それが通つたらそんならば……

○左藤義詮君 審議というのはどこで審議しているのですか。

○説明員(鈴木忠一君) つまり継続審査されておると思いますが、それが通つたからといって昨日に變つて直ぐに法廷が平和になるということを勿論これは期待し得ないと存じますが、私のところの裁判所の命令に従う、法廷における秩序を守るという精神がその根柢において欠けておつたら、法律をどうに作つても実際は何にもならない

が、もう少し国民の違法精神が徹底しない限りは、どうにもならないのだとさういうふうな実際の方途をあります。それが、その一番の問題に対しても最高裁判所としてはどういうお見通しを持つておりますか。

○説明員(鈴木忠一君) 勿論國民の違法精神を徹底し強化するということをも、一方において當面の責任者であるところの裁判所といつてしましては、只

が、もう少し国民の違法精神が徹底しない限りは、どうにもならないのだとさういうふうな実際の方途をあります。それが、その一番の問題に対しても最高裁判所としてはどういうお見通しを持つておりますか。

○説明員(鈴木忠一君) 勿論國民の違法精神を徹底し強化するということをも、一方において當面の責任者であるところの裁判所といつてしましては、只

が、もう少し国民の違法精神が徹底しない限りは、どうにもならないのだとさういうふうな実際の方途をあります。それが、その一番の問題に対しても最高裁判所としてはどういうお見通しを持つておりますか。

○説明員(鈴木忠一君) 勿論國民の違法精神を徹底し強化するということをも、一方において當面の責任者であるところの裁判所といつてしましては、只

が、もう少し国民の違法精神が徹底しない限りは、どうにもならないのだとさういうふうな実際の方途をあります。それが、その一番の問題に対しても最高裁判所としてはどういうお見通しを持つておりますか。

○説明員(鈴木忠一君) 勿論國民の違法精神を徹底し強化するということをも、一方において當面の責任者であるところの裁判所といつてしましては、只

す。賛成の諸君の御署名を願います。

多数意見者署名

伊藤

玉柳

吉田

左藤

岡部

内村

中山

一松

宮城

長谷山

行義

タマヨ

清次

福藏

定吉

大マヨ

行義

一連

定吉

福藏

内村

福藏

中山

福藏

内村

福藏

○委員長(小野義夫君) 御署名漏れはございませんか……御署名漏れはない

○委員長(小野義夫君) 次に前回に引き続き破壊活動防止法案、公安調査法設置法案、公安審査委員会設置法案、以上三案を一括して議題に供します。本日は先ず中山委員の質疑をお願い申上げます。

○中山福藏君 お答え

○國務大臣(木村鶴太郎君) お答え

要するにこのイデオロギーの差異から来るのであると私は考えております。然るにこの世界の期待に副いたいという提案理由のお言葉は英米主義の政治形態を持つた諸国の人々の期待に副いたいと認めます。

○委員長(小野義夫君) 次に前回に引き続き破壊活動防止法案、公安調査法設置法案、公安審査委員会設置法案、以上三案を一括して議題に供します。本日は先ず中山委員の質疑をお願い申上げます。

○中山福藏君 本案の質疑につきましては先に伊藤委員並びに羽仁委員から極めて詳細な御質疑が行われて随分政府のかたぐもつし上げにお会いになつて困つておられたようあります。私が極めて平穏な春風たいとうと云ふような気分でお答えを願いたいと思つて極めて平易な質疑を行なつてみたいと思っております。この提案理由を合におきましてもこの原理に基きました。御承知のごとく日本国憲法の前文において明示されております。ごとくに、我が憲法の基本理念は民主主義でありまして、これは人類普遍の原則とするところであります。国際連合におきましてもこの原理に基きました。御承知の通りに本案提案の理由として各種の協約をなし、又特にそのことを世界人権宣言に発表しておるところであります。提案理由におきまして我々は世界の期待に副わなければならぬといふ申しましたのは実にかかる人種普遍の原理を国家としてこれを実現する所のほうが民族の血の繋がりにまであります。申すまでもなく民主主義は暴力主義は要するに各個人が互いに寛容の態度を以て互いに手を取り合うといふことが基礎でなければならないのです。いやしくも暴力を以て事をせんとするがごときは我々は絶対に排撃しなければならないと考えております。

は全然これは共産主義社会には容れられないものであるということを思つてゐる時は殉教的で世界中に具現して行なうわけですが、要は世界全体の期待に副いたいという意味であります。かよな意味におきまして本法を何と申しますかちよつと表現の言葉はないわけですが、それを先ずお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(木村鶴太郎君) お答え

○中山福藏君 今法務総裁からお答えの点でありますが、大体現在世界各国の国民の動向を見てみると、或る主義、方針のために民族といふものを脱却している傾向を帶びて来ているのであります。これを最も大変に物語つてゐるのは、同じ民族でありながら宗教上の差異によつてペキスタンなどといふものに一つの民族がわかれてしまつて困つておられます。提携の民族がわかれてしまつておるという現象を呈してゐるのであります。こういう場合においてはこれであります。殊に法務総裁の御承知の通じて單に世界の期待にそうとうだけ工で到底解決できない大きな問題だ

と、こう思つておきます。従つて世界共通の道德観の上に立つた政治形態の調節をどこに求めるかということは非常に困難な問題です。これは人間の小細かいことは即ち民主主義を擁護するゆえんであると信じておるところであります。かよな意味におきまして本法を提案して国会の御審議を煩わし、これを先ずお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(木村鶴太郎君) お答え

○中山福藏君 今法務総裁からお答えの点でありますが、大体現在世界各国の国民の動向を見てみると、或る主義、方針のために民族といふものを脱却している傾向を帶びて来ているのであります。これを最も大変に物語つてゐるのは、同じ民族でありながら宗教上の差異によつてペキスタンなどといふものに一つの民族がわかれてしまつて困つておられます。提携の民族がわかれてしまつておるという現象を呈してゐるのであります。こういう場合においてはこれであります。殊に法務総裁の御承知の通じて單に世界の期待にそうとうだけ工で到底解決できない大きな問題だ

と、こう思つておきます。従つて世界共通の道德観から出発していけるものもあり、或いは経済上の主義を基盤として動いておるものもある。即ち政治、経済、或いは道徳宗教に深く根を下しているとの見地から、いわゆるソ連政治圏内の在り方は、申す迄もなく共産主義であつて、先ず大別してソ連式の政治形態、あるいは英米式の政策形態といふふうになつておりますが、今日吾国の政治の背景となつて動いている大きな力は、

は思想の動き方、道徳などといふもの

んとするがごときは我々は絶対に排撃しなければならないと考えております。

は全然これは共産主義社会には容れられないものであるということを思つてゐる時は殉教的で世界中に具現して行なうわけですが、要は世界全体の期待に副いたいといふこと

うの意味におきまして本法を何と申しますかちよつと表現の言葉は

氣分から生れて出るのか。或いは教育の結果批判の力が増大して、國民の政治的自覺から生まれたものであるか、或いは外來の思想の影響を受けているものであるか、こういうもののいずれが影響しておるかということを考えになつて、これまでの政府は、若しこれらの原因から発足したとき、そういう思想が起つた場合にどういうふうな手を打たれたか。若し打たれたということの御確信がありますれば、こういう点も併せてこの場合に總裁の口から承わつておきたいと思うのであります。

○國務大臣(木村鷲太郎君) その点でありまするが、我々の一一番考慮を払つておるのは、いわゆるイデオロギーに基いて、そうして日本の治安を亂さんとするものに重点をおいています。それは、いわゆるイデオロギーに流れをもつて日本の故意に治安を乱さります。これは中山委員においても恐らく私はもうすでに御承知のことであらうと思います。国際的にいろいろの流れをもつて日本の故意に治安を乱さんとする者があるのです。本法案はそういうものに対して重点をおいているのであります。

○中山福蔵君 そういたしますと單に外国の思想の影響だというようなお考えでございましようか。又はそういうふうな單なる事柄からだけでこういふふうな混乱が起きているというおぼしめしでございましようか、それを一つ念をおしておきます。

○國務大臣(木村鷲太郎君) もとより

この法案はどの団体ということは申しておりません。前々から申しておりますが、極右たると極左たるとを問わずこの法案の対象となるのであります。今申上げましたのは、最も危険なるい

わゆるイデオロギーを以て日本の政治を亂さんとするものを対象としたいと考えております。

○中山福蔵君 私が只今申し述べました七つの原因。このほかにまだ税金共産党というのもあるのです。税金と一緒に同調して行こうかという

いふものを無理やりに取立てられますと自暴自棄になつて、共産党的力を借りてこれに同調して行こうかという

この税金共産党というものが相当に日本にあるわけです。これはもう思想も何もその根本にはない。そういうふうな事柄がありまするし、いろ／＼まあ

原因は、いづれもこれは、やはりこの共産主義のはびこつた根本理由になつてゐる考え方です。そのうち最も影響を及ぼしているものは何かといふと、教育者の日本にないということ

であります。卓越した一世をおおうといふような見識の高い教育者を持たない

といふことが、私は一番日本に共産主義がふえた理由だと考えます。マルクス以上の頭脳を持った人間が生まれて来ないということです。マルクス主義というものを圧倒し得る頭脳を持たない、教育者を持たない日本は、實に一種の悲劇であります。こういう場合にマルクス以上の人間が日本に出て新

たよう、七つ、八つの原因に対しても惑を持たしてその疑惑を判断して裁断するために私共は教育を受けた鋭いメスを持つた学生が生まれ出るのです。そうして将来の日本というのをこの双肩に担わせようとしておる。そうしてその生まれた学生というのは、鋭い卓識を持ちながら、この社会の不安に對して割切れない、裁断することのできない立場に放置されてしまう。どういうふうにしてこの問題を解決していいか、裁断していいかといふ、これを割切るところの手段方法が

知のように今まで日本で一番偉い学校は東大だと世間は考へておる。偉いかどうか私は知りませんが、併しながら、あの南原元総長のふだんのお言葉を静かに見ておりますと実にあき出

しとなる。私どもはあるの態度と頭の程度を見て、ああいう人が日本の最高

の指導者になる、これは私は共産黨のふえるような原因是こういうふうな教育者の頭の浅さから来るものだと考えています。

法とか或いは学校教育法というような産党というのもあるのです。税金共産党といふうに天野文相と話合つて、これ

が、あつてもくられておりません。大学の目的なんかもこれに明示してい

育基本法でも学校教育法でも何の役にも立つておらん。やりっぱなしです。申す迄もなく学校の教育といふもの

は、我々の子弟が学校に行つて頭を砥ぐというのであります。最高の教育を受ければ、これは丁度正宗の刀を鍛えているのと同じなんです。鍛えれば鍛えるほどこれはよく切れるのです。そ

うするとこれに疑惑を持つ。學問は疑惑を持たしてその疑惑を判断して裁断するため私共は教育を受けているの

であります。ところが只今申述べましたように、七つ、八つの原因に對して

この高い教育を受けた鋭いメスを持つた学生が生まれ出るのです。そうして

これが一応抱き合せてお尋ねしてお

くわけであります。そういう点について内閣はどういう方針をとつておら

れますか、どうかお答えを願いたいと

思ひます。

○國務大臣(木村鷲太郎君) 只今いろいろなお説が出ましたか、御承知の通り、マルクスの唯物史観はもうすでに過ぎた批判力を持ちながら、この社会の不安に對して割切れない、裁断することのできない立場に放置されてしまう。どういうふうにしてこの問題を解決していいか、裁断していいかといふ、これを割切るところの手段方法が

それが日本の不幸であります。この点にて妥当したでありますよ。併しながら、過去七十年前の哲学、政治思想、経済思想であります。その當時にはこれはまさに天下を風靡し、又その当時に

いた妥当したでありますよ。併しながら、マルクスの唯物史観は現在

まで出てきた学生というのは、鋭い卓識を持ちながら、この社会の不安に對して割切れない、裁断することのできない立場に放置されてしまう。どういうふうにしてこの問題を解

決していいか、裁断していいかといふ、これを割切るところの手段方法が

それが日本で一番偉い学校が全部それによつてついて行くものとは

あります。それは我々は教育の力に待つ、いわゆるこれを導くところの教職についている者の力に待たなければならぬ。それと同時にこの国民各個が信

念を以てこれに對処するということであります。私は一人の偉大なる宗教家、思想家、政治家が出るも、國民が本当に民主主義というものを理解しない連中が騒ぎ立っているのです。これは論破できるであろう。又学

し卓越した偉い人間がおつてこれを指導するというようなことになります。

と、これはよほど平穡になると私は見ています。青年の頭に極めて入りやすい。何につきまして法務総裁は閑僚の一人と二つばかり重要な法律があつて、これ

で、あつてもくられておりません。大学の目的なんかもこれに明示してい

育基本法でも学校教育法でも何の役にも立つておらん。やりっぱなしです。申す迄もなく学校の教育といふもの

は、我々の子弟が学校に行つて頭を砥ぐというのであります。最高の教育を受ければ、これは丁度正宗の刀を鍛えているのです。そこにもつて来てい

るとか、或いは吉田首相と話合つておられるか。これは破防法に非常に影響のあるところです。若し卓越した頭脳を持った学者がおつて、全日本人の人を指導するのです。ところが一向明示された教

育基本法でも学校教育法でも何の役にも立つておらん。やりっぱなしです。申す迄もなく学校の教育といふもの

は、我々の子弟が学校に行つて頭を砥ぐというのであります。最高の教育を受ければ、これは丁度正宗の刀を鍛えているのと同じなんです。鍛えれば鍛えるほどこれはよく切れるのです。そ

うするとこれに疑惑を持つ。學問は疑惑を持たしてその疑惑を判断して裁断するため私共は教育を受けているの

であります。ところが只今申述べましたように、七つ、八つの原因に對して

この高い教育を受けた鋭いメスを持つた学生が生まれ出るのです。そうして

これが一応抱き合せてお尋ねしてお

くわけであります。そういう点について内閣はどういう方針をとつておら

れますか、どうかお答えを願いたいと

思ひます。

○國務大臣(木村鷲太郎君) 只今いろいろなお説が出ましたか、御承知の通

り、マルクスの唯物史観はもうすでに越した批判力を持ちながら、この社会の不安に對して割切れない、裁断することのできない立場に放置されてしまつた学生が生まれ出るのです。そうして将来の日本というのをこの双肩に担

者において論破している人もあるのです。併しながらこの唯物史観をいふものは実に理論的でわかりやすいのです。青年の頭に極めて入りやすい。何

と、これはよほど平穡になると私は見ています。青年の頭に極めて入りやすい。何につきまして法務総裁は閑僚の一人と二つばかり重要な法律があつて、これ

で、あつてもくられておりません。大学の目的なんかもこれに明示してい

育基本法でも学校教育法でも何の役にも立つておらん。やりっぱなしです。申す迄もなく学校の教育といふもの

は、我々の子弟が学校に行つて頭を砥ぐというのであります。最高の教育を受ければ、これは丁度正宗の刀を鍛えているのです。そこにもつて来てい

るとか、或いは吉田首相と話合つておられるか。これは破防法に非常に影響のあるところです。若し卓越した頭脳を持った学者がおつて、全日本人の人を指導するのです。ところが一向明示された教

育基本法でも学校教育法でも何の役にも立つておらん。やりっぱなしです。申す迄もなく学校の教育といふもの

は、我々の子弟が学校に行つて頭を砥ぐというのであります。最高の教育を受ければ、これは丁度正宗の刀を鍛えているのと同じなんです。鍛えれば鍛えるほどこれはよく切れるのです。そ

うするとこれに疑惑を持つ。學問は疑惑を持たしてその疑惑を判断して裁断するため私共は教育を受けているの

であります。ところが只今申述べましたように、七つ、八つの原因に對して

この高い教育を受けた鋭いメスを持つた学生が生まれ出るのです。そうして

これが一応抱き合せてお尋ねしてお

くわけであります。そういう点について内閣はどういう方針をとつておら

れますか、どうかお答えを願いたいと

思ひます。

○國務大臣(木村鷲太郎君) 只今いろいろなお説が出ましたか、御承知の通

り、マルクスの唯物史観はもうすでに越した批判力を持ちながら、この社会の不安に對して割切れない、裁断することのできない立場に放置されてしまつた学生が生まれ出るのです。そうして将来の日本というのをこの双肩に担

うことが何よりも急務であるうと考えています。一人の偉大なる宗教家、政治家、教育者等に待つよりもむしろ国民個人が民主主義哲理に徹底して、そうして個々が責任を持つてみずからが日本の政治を行うということの気魄を持つてやるということが一番の急務であるう、私はこう考えております。

○中山龍藏君　あとは午後からお願ひいたします。

○委員長(小野義夫君)　それじやこれで休憩いたします。

午後零時十二分休憩

○委員長(小野義夫君)　それじやこれで休憩いたしました。

○委員長(小野義夫君)　委員会を開会いたします。午前に引き続き三案の質疑を行います。中山委員の継続質疑を許します。

○中山龍藏君　法務総裁は又の機会に答弁する、補足して答弁するということがありますから、今日は若い人に若い頭で一つ答弁して頂きたいと思います。あなたがたお二人とも見渡したところのかただと私は思つておるのですが、先ほど法務総裁に私がお尋ねしたことは大体お聞きになつただろうと思ふ。あなたがたの若い頭からあの思想問題なんかが、或いは民主主義とか、或いはこの暴力団体、暴力主義的破壊団体が生ずるゆえんを七つの項目に分つて法務総裁に申上げておいたのです。あなたがたの若い頭から述べて頂きたい。

○政府委員(關之君)　大変重大な問題で私どもも中山先生から見れば若いのありますが、今的学生から見ると大

分古いものでありまして、さようなものであります。一人の偉大なる宗教家、政治家、教育者等に待つよりもむしろ国民個人が民主主義哲理に徹底して、そうして個々が責任を持つてみずからが日本の政治を行うということの気魄を持つてやるということが一番の急務であるう、私はこう考えております。大な問題につきましては、勿論もうまくまとめた研究もしたこととはございませんが日本は政治を行なうといふこととの気魄を持つてやるといふことが一番の急務であるう、私はこう考えております。

○中山龍藏君　あとは午後からお願ひいたします。

○委員長(小野義夫君)　それじやこれで休憩いたしました。

午後零時十二分休憩

○委員長(小野義夫君)　それじやこれで休憩いたしました。

○委員長(小野義夫君)　委員会を開会いたします。午前に引き続き三案の質疑を行います。中山委員の継続質疑を許します。

午後一時五十八分開会

○中山龍藏君　法務総裁は又の機会に答弁する、補足して答弁するということがありますから、今日は若い人に若い頭で一つ答弁して頂きたいと思います。あなたがたお二人とも見渡したところのかただと私は思つておるのですが、先ほど法務総裁に私がお尋ねしたことは大体お聞きになつただろうと思ふ。あなたがたの若い頭からあの思想問題なんかが、或いは民主主義とか、或いはこの暴力団体、暴力主義的破壊団体が生ずるゆえんを七つの項目に分つて法務総裁に申上げておいたのです。あなたがたの若い頭から述べて頂きたい。

○政府委員(關之君)　大変重大な問題で私どもも中山先生から見れば若いのありますが、今的学生から見ると大

が人類の文化が、近代文化が進つて来ております。一人の偉大なる宗教家、政治家、教育者等に待つよりもむしろ国民個人が民主主義哲理に徹底して、そうして個々が責任を持つてみずからが日本の政治を行なうといふことの気魄を持つてやるといふことが一番の急務であるう、私はこう考えております。

○中山龍藏君　あとは午後からお願ひいたします。

○委員長(小野義夫君)　それじやこれで休憩いたしました。

午後零時十二分休憩

○委員長(小野義夫君)　それじやこれで休憩いたしました。

○中山龍藏君　法務総裁は又の機会に答弁する、補足して答弁するということがありますから、今日は若い人に若い頭で一つ答弁して頂きたいと思います。あなたがたお二人とも見渡したところのかただと私は思つておるのですが、先ほど法務総裁に私がお尋ねしたことは大体お聞きになつただろうと思ふ。あなたがたの若い頭からあの思想問題なんかが、或いは民主主義とか、或いはこの暴力団体、暴力主義的破壊団体が生ずるゆえんを七つの項目に分つて法務総裁に申上げておいたのです。あなたがたの若い頭から述べて頂きたい。

○政府委員(關之君)　大変重大な問題で私どもも中山先生から見れば若いのありますが、今的学生から見ると大

が人類の文化が、近代文化が進つて来ております。一人の偉大なる宗教家、政治家、教育者等に待つよりもむしろ国民個人が民主主義哲理に徹底して、そうして個々が責任を持つてみずからが日本の政治を行なうといふことの気魄を持つてやるといふことが一番の急務であるう、私はこう考えております。

○中山龍藏君　あとは午後からお願ひいたします。

○委員長(小野義夫君)　それじやこれで休憩いたしました。

午後零時十二分休憩

○委員長(小野義夫君)　それじやこれで休憩いたしました。

○中山龍藏君　法務総裁は又の機会に答弁する、補足して答弁するということがありますから、今日は若い人に若い頭で一つ答弁して頂きたいと思います。あなたがたお二人とも見渡したところのかただと私は思つておるのですが、先ほど法務総裁に私がお尋ねしたことは大体お聞きになつただろうと思ふ。あなたがたの若い頭からあの思想問題なんかが、或いは民主主義とか、或いはこの暴力団体、暴力主義的破壊団体が生ずるゆえんを七つの項目に分つて法務総裁に申上げておいたのです。あなたがたの若い頭から述べて頂きたい。

○政府委員(關之君)　大変重大な問題で私どもも中山先生から見れば若いのありますが、今的学生から見ると大

が人類の文化が、近代文化が進つて来ております。一人の偉大なる宗教家、政治家、教育者等に待つよりもむしろ国民個人が民主主義哲理に徹底して、そうして個々が責任を持つてみずからが日本の政治を行なうといふことの気魄を持つてやるといふことが一番の急務であるう、私はこう考えております。

○中山龍藏君　あとは午後からお願ひいたします。

○委員長(小野義夫君)　それじやこれで休憩いたしました。

午後零時十二分休憩

○委員長(小野義夫君)　それじやこれで休憩いたしました。

○中山龍藏君　法務総裁は又の機会に答弁する、補足して答弁するということがありますから、今日は若い人に若い頭で一つ答弁して頂きたいと思います。あなたがたお二人とも見渡したところのかただと私は思つておるのですが、先ほど法務総裁に私がお尋ねしたことは大体お聞きになつただろうと思ふ。あなたがたの若い頭からあの思想問題なんかが、或いは民主主義とか、或いはこの暴力団体、暴力主義的破壊団体が生ずるゆえんを七つの項目に分つて法務総裁に申上げておいたのです。あなたがたの若い頭から述べて頂きたい。

○政府委員(關之君)　大変重大な問題で私どもも中山先生から見れば若いのありますが、今的学生から見ると大

が人類の文化が、近代文化が進つて来ております。一人の偉大なる宗教家、政治家、教育者等に待つよりもむしろ国民個人が民主主義哲理に徹底して、そうして個々が責任を持つてみずからが日本の政治を行なうといふことの気魄を持つてやるといふことが一番の急務であるう、私はこう考えております。

○中山龍藏君　あとは午後からお願ひいたします。

○委員長(小野義夫君)　それじやこれで休憩いたしました。

午後零時十二分休憩

○委員長(小野義夫君)　それじやこれで休憩いたしました。

○中山龍藏君　法務総裁は又の機会に答弁する、補足して答弁するということがありますから、今日は若い人に若い頭で一つ答弁して頂きたいと思います。あなたがたお二人とも見渡したところのかただと私は思つておるのですが、先ほど法務総裁に私がお尋ねしたことは大体お聞きになつただろうと思ふ。あなたがたの若い頭からあの思想問題なんかが、或いは民主主義とか、或いはこの暴力団体、暴力主義的破壊団体が生ずるゆえんを七つの項目に分つて法務総裁に申上げておいたのです。あなたがたの若い頭から述べて頂きたい。

○政府委員(關之君)　大変重大な問題で私どもも中山先生から見れば若いのありますが、今的学生から見ると大

い人を傷付けるものでありますから、又時間の関係から申上げませんが、たゞこういうことは一つお尋ねしておかなければならん。大体一つの薬が発明されますというと、暫くはその薬は効くものであります。ところがいよいよ、その相手が、その薬によつて撲滅されるという立場になると、黴菌ですらその薬の裏を抜けるよう、近頃ストレプトマイシンとかヘニシリソとか日本に輸入して参りました。これはどういうふうに医学界に影響を及すかといふと、暫くは效能があつた。近頃は效能がない。黴菌が強くなつた。そこで刑法といふものがあつて、二百六十三條の暴動だとか或いはその他の百二十六條の列車の転覆ですか、百二十六條なんかよくわかりませんが、そういうふうなことが現われて来て、又その法律ができると裏を潜るものであります。この法律を作つていよ／＼断庄と申しますが、集団的な破壊行為を継続してやられるときには、これを彈圧する。そういうときにはその裏を潜る、そのときはもう一ぺん第二の破防法を作るようなどきが来るんじやないかと思うのです。そういう御意思は如何ですか。

○政府委員(吉河光貞君) 誠に御尤も御質問であると存じます。特に特定の政治目的を持つてこの法案に規定されておりますような極端な暴力主義的破壊活動を行おうとするもの、特に又団体組織によつて計画的にこれを推進実現しようとするものが絶えず、その手段、方法、活動等につきましても、間の通りでござります。これは結局國家の捜査力並びに調査力の能率を高め

て行く、そして絶えざるそこに努力が続けられて行かなければならないと考えるのであります。そうすることによって国家社会の基本秩序が破壊されると防止する。勿論これは国民全般の御協力の下に行わなければならぬことと必要ではなかろうかと考える次第でございます。

○中山福蔵君 それで私が先ほど今關さんですかね、關さんに念を押してお

いた。多分そういう考えだろうと想像がつくんです。私が特に七つの項目を挙げて思想の悪化とか、集団的な暴行が継続して行われる、破壊的な行動が行われるということは、法律よりもその源泉であるところの源をとめるという措置を行わなければならぬ。政治家が独立でもなければならぬと考へておられた官吏であつて、国民をどう

いうふうに見られたか知らんが、それがあなたがたのほうがよくわかつておる。國民をどういうふうに見ておられたか。現在は主権者は頗り倒したんだからこの破防法が絶対的である。だからこれは力強く私は政府のかたに呼びかけていいと思つておられる。だからこの破防法を現在の社会の情勢から推してどうしても総体的に必要であると考えられるのか。第三には、この破防法に代るところの政治上の手段を以て、私の申上げました七つの項目、

○中山福蔵君 今總裁がお述べになりましたこの絶対的必要性、これはあります。たゞこの現下の情勢下におきましては、さようなイデオロギー的、破壊的組織を持つたものが日本

の暴力行為につきましては、いろいろな世界を作りたのが本当の法律の目的であります。この精神を忘却しておつては政治はできないのです。あなたたちは陛下から任命され

ておられた官吏であつて、國民をどう

いうふうに見られたか知らんが、それはあなたがたのほうがよくわかつておる。國民をどういうふうに見ておられたか。現在は主権者は頗り倒したんだからこの破防法が絶対的である。だからこれは力強く私は政

府のかたに呼びかけていいと思つておられる。だからこの破防法が絶対的である。だからこれは力強く私は政

府のかたに呼びかけていいと思つておられる。だからこれは力強く私は政

府のかたに呼びかけていいと思つておられる。だからこれは力強く私は政

府のかたに呼びかけていいと思つておられる。だからこれは力強く私は政

府のかたに呼びかけていいと思つておられる。だからこれは力強く私は政

がつからないくらいひどい、私は圧迫を受けて来た人間です。だからよくわかるんです。法律といふものを設ければ時代遅れなんです。だから法律万能といつてあります。かような破壊活動によつて国家社会の基本秩序が破壊されると防止する。勿論これは国民全般の御協力の下に行わなければならぬことと必要ではなかろうかと考える次第でございます。

○中山福蔵君 それで私が先ほど今關さんですかね、關さんに念を押しておられた。多分そういう考えだろうと想像がつくんです。私が特に七つの項目を挙げて思想の悪化とか、集団的な暴行が継続して行われる、破壊的な行動が行われるということは、法律よりもその源泉であるところの源をとめるといふと、先刻来私は申上げましたいわゆるイデオロギーによるものであります。いろいろな原因がありましょ。併しながらここで一番考え方なくちやならんことは、先刻来私は申上げましたいわゆるイデオロギーによるものであります。い

ういう考え方をあなたがたの頭から抜いて頂いて、この破防法をこしらえ絶えずその搜査なり、調査なりの技能を最大限度に磨き上げて行くといふと必要ではなかろうかと考える次第でございます。

○國務大臣(木村鷲太郎君) これは私は思想をもつて対抗しよう、これはことごとく世の中の悪いことが姿を消すという、そういう考え方 자체が時代遅れなんです。だから法律万能といつてあります。今中山委員からこの暴力の問題であります。私はお答えいたしました。先づこの破

防法は現下の日本の情勢から言つて絶えずその搜査なり、調査なりの技能を最大限度に磨き上げて行くといふと必要ではなかろうかと考える次第でございます。

○國務大臣(木村鷲太郎君) これは私は思想をもつて対抗しよう、これはことごとく世の中の悪いことが姿を消すという、そういう考え方 자체が時代遅れなんです。だから法律万能といつてあります。今中山委員からこの暴力の問題であります。私はお答えいたしました。先づこの破

防法は現下の日本の情勢から言つて絶えずその搜査なり、調査なりの技能を最大限度に磨き上げて行くといふと必要ではなかろうかと考える次第でございます。

○國務大臣(木村鷲太郎君) これは私は思想をもつて対抗しよう、これはことごとく世の中の悪いことが姿を消すという、そういう考え方 자체が時代遅れなんです。だから法律万能といつてあります。今中山委員からこの暴力の問題であります。私はお答えいたしました。先づこの破

防法は現下の日本の情勢から言つて絶えずその搜査なり、調査なりの技能を最大限度に磨き上げて行くといふと必要ではなかろうかと考える次第でございます。

○國務大臣(木村鷲太郎君) これは私は思想をもつて対抗しよう、これはことごとく世の中の悪いことが姿を消すという、そういう考え方 자체が時代遅れなんです。だから法律万能といつてあります。今中山委員からこの暴力の問題であります。私はお答えいたしました。先づこの破

防法は現下の日本の情勢から言つて絶えずその搜査なり、調査なりの技能を最大限度に磨き上げて行くといふと必要ではなかろうかと考える次第でございます。

○國務大臣(木村鷲太郎君) これは私は思想をもつて対抗しよう、これはことごとく世の中の悪いことが姿を消すという、そういう考え方 자체が時代遅れなんです。だから法律万能といつてあります。今中山委員からこの暴力の問題であります。私はお答えいたしました。先づこの破

れば、幾らこの委員会で私どもがむずかしいことをかれこれ論じてみたところがこれは役に立たん。本当に国民が政府を信頼するということにならなければいかんと思うのですが、今そういうものは、刑法の百九十三條についてのそういうふうなお答えがありましたが、私はあなたのおつしやることが、誠に法案の上にでたらめなごの形がそれになんで現われておるという御説明を申上げ、並びに質問したいのは、この第二十九條と第二十七條を一つ比較して御覽になつて頂きたい。これらは、公安調査会といふものは、第二十九條の規定によつてこの法律による規制に関し、調査のため必要があるときは、司法警察官が暴力主義的破壊活動からなる罪に関する行為を行つて行う押収、捜査及び検証に立会うことができるようになります。この次に、又第二十七條に、公安調査官といふものは、この法律による規制に関し、調査のため必要あるときは、検察官又は司法警察官に対する書類及び証拠物の閲覧を求めることができる。又検察官又は司法警察官は、事務の遂行に支障のない限り、前項の請求に応ずるものとする。こういうことになつておるのである。一見して、外面から言いますといふことによつて、その立ち会うことができる。司 法警察官個人としてはこれはできなやかです。公安調査官は押収に立ち会うことになつておる。ところが第二十七條によつて、その立ち会つたいたいわゆる押収、捜査、検証というものに立ち

会つてですよ。そうしてそれらの警察官、検察官が引上げて来た証拠物といふものは要求ができると、これを自分の手許に取り寄せることができるとなつておる。これは自分がやるのと同じじうものと同じなんです。二つ合わして見るというと……。これは公安調査官に権限を與えていないというけれども、實質において與えておると同じです。自分が立ち会つて、これは目はものと言うのです。口はものと言わんでも口がものを言うのです。こういう場合には……。だから目で指図すれば大抵のことは馬鹿でない限りわかるのであります。そうすると引上げた品物を、詐拏物をあれをやつてくれ、これをやつてくれと言えば、結果においては捜索、押収、検証の力がある、権限のある官僚として見られてもいたし方がないと思うのですが、これはどうですか。

○政府委員(吉河光貞君) お答え申上ます。この公安調査官は、司法警察官が行う捜索につきましては、絶対に指揮命令をすることができない建前に、つておるのあります。又公安調査官は任意の調査を行う建前となつておる。だからあなたがたがここで絶対にないなんていうことをこれは何になるのです。自分の捜査行為について点が殖えるということは昇進が早いということになるのです。昇進が早いといふことになるのです。ただ、昇進が早いということになると、これは何と言ふんですか、出過ぎた言い方だと私は考へる。そんなものではない。そこは人間ですよ、そこは人間だからそういうふうなことを考えておられると、漫職罪が起るのです。これらは……。だからあなたがたがここで絶対にない、ということを保障すると言つた。私は考へる。そこには心配のないことがあります。で二十九條の規定は、司法警察官が自らの責任において、どのような犯罪につきましても押収、捜索、検証をする場合に、現場に参ります。第四章の捜査の章に盛られております。公安調査官の調査は、先ほど申しました通り任意の調査であります。犯罪の捜査を行つて検察官、又は司法警察官との関係は、飽くまで相互の協力関係といふことによって所期の成果を挙げたい。公安調査官が検察官は別といたしましても、司法警察官に対し指揮命令をする、或いは検査の要求をする、というような

の態度で、物を言うより先にわかつておる。だから以心伝心、殊に禪宗のいふことは要求ができると、これを自分の手許に取り寄せることができる。これは自分がやるのと同じじうものと同じなんです。二つ合わせまして、決してこの二つの規定によりまして、決してこの二つの規定を併せまして司法警察官或いは検察官にまで指揮命令とかいろいろな要請見するというよな建前になつておる。あなたも御定を併せまして司法警察官或いは検察官にまで指揮命令とかいろいろな要請見するといふな建前になつておるわけでございます。

○中山福蔵君 そのあなたがたがまだ頭が慣れていらっしゃらないから多年の経験がない。私どもは随分長く法律のことをやつておりますからよくわかるんですが、官吏には官吏根性というものがはあるのです。一点でも余計猶豫をあれをやつてくれ、これをやつてくれと言えば、結果においては捜索、押収、検証の力がある、権限のある官僚として見られてもいたし方がないと思うのですが、これはどうですか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたしました。強制調査権を持たせてはいかんといふこと、任意調査権といふ建前を持つたのであります。少くとも制度の上においては、これはそういう場合にしか得るものではないといふその断言ができますか、もう一遍お伺ひしておきたい。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたしました。第四章の捜査の章に盛られております。公安調査官の調査は、先ほど申しました通り任意の調査であります。犯罪の捜査を行つて検察官、又は司法警察官との関係は、飽くまで相互の協力関係といふことによつて所期の成果を挙げたい。公安調査官が検察官は別といたしましても、司法警察官に對して指揮命令をする、或いは検査の要求をする、というような権限は絶対に付與していないのですが、それも御承認いたしまして、かようなことを指揮命令いたしましても、又要求いたしましても

○中山福蔵君 運営の面において相当の注意を払いたいとおつしやいます。が、その運営の面においても注意を払うという條文といふものはこの法案のうちにはない。これは單に議会の私どもの質疑応答じやなくて実際面に國民の自由に関する問題でありますから、特に念を押しておくるのです。別に反対す

あります。

○中山福蔵君 そうすると補助員を含めておるので、これは……。そう解釈していいのですか。これは大変な影響があるのですが、それも入れてあるのですか。この検察官の中に補助員も入るという御意見なのですか。

○政府委員(關之君) 含めていらないのあります。検察官だけであります。

○中山福蔵君 含めていなければなぜこれを明示なさらんか。これは補助員でありましてもやはり検察官の事務を行なつておりますよ、裁判所では……。

これはどういうわけですか。それをお抜きになつた理由を教えて頂きたい。あります。檢察官だけであります。

○政府委員(關之君) 檢察事務官は訴訟法上の検査につきましては検事の指揮を受けてこの事務を補佐することに相成つております。独立の責任はないわけであります。従いましてこの第二十七條におきましては、検察官と書

上明示されておいたほうがいいのではないか、あなたがたのほうとしても……。それで自分がこういうふうに書いたらから飽くまで突き通さなければならんというけちなことをお考えなさらずに十分研究して行つて頂きたい。

○中山福蔵君 併しやはりそれは法文の關覽といふのは、公安調査室の長に規定いたしております「規制に関する事件に係る事件に關する書類及び証拠物の關覽」というのは、公安調査室の長が委員会に規制処分を請求いたしまして、その処分について委員会で審査決定を受けましたその決定に対しても不服の申立てがあつて、裁判所に当該規制

事件が係属することに関する規定ではある建前になつております。又現に繰り返す中での訴訟記録につきましては検事を

通じて裁判官にお願いするという建前

が一番至当であると考えてかようないであります。

○中山福蔵君 そうすると、この法文を持つておる書類は取寄せられるけれども、裁判所にある記録は取寄せられるのか取寄せられないのかわからんであります。この法文から見ると……。これは在朝在野の法曹界は非常に迷うであります。こういう不備な法条では……。だから見ますと、検察官と司法警察員の

も、裁判所にありますと、裁判所の手を通じて書類の取寄せをやる、併しながら裁判官は独立しておりますからやはり只今仰せられたような検察官の手を通じて書類の取寄せをやる、

から自分的手許にあるものはやるからもこれは勝手なんです。併しいやしくも百日と日を切られた裁判所の審理の上に大影響がある。これは裁判にかかる以前に公安審査委員会にかけるのだから百日という日が切つてある。

そういうような短い期間に審理が行なわれる以上は検察官の要求を裁判が聞き入れて裁判の進行に資することは正に緊急のことである。若し裁判所に訴訟

行為が破防法に触れた場合において直ちにその記録を取寄せしてこれを検閲すると云うときに、そういう今仰せられましたような事柄から推し考へると、如何にも裁判官の持つておる書類は、その団体を解散するか或いは破防法の規制

から六ヶ月間印刷、頒布といふものを禁ずるかというような早急を要する場合において証拠書類の取寄せができるなといふことになればとんでもない。

これは不当な判断を受けるということになるのじやないですか、今のような御説明でいいのですか。

○政府委員(關之君) それにつきましては、今日の刑事訴訟法の建前といつましましては、すべて検察官において証拠を訴訟において提出する、そういうことに相成つているのであります。従いまして検察官がかかる殺人事件につきましては、すべて検察官において証拠を訴訟において提出する、そういう

ことは、公正な立場でその事件を審判されれるわけであります。その係属する前

までは裁判所に係属するわけであります。その理由といたしましては、結局団体規制のこの事件も、終局においては裁判所に係属するわけであります。その理由といたしましては、裁判所に係属いたしまして、裁判所は公正な立場でその事件を審判されれるわけであります。その係属する前

までは裁判所に係属するわけであります。裁判所に係属いたしまして、裁判所は公正な立場でその事件を審判されれるわけであります。その係属する前

書を持つ或る警察の行政主任なんですか。下のほうの連中はそれくらいの頭のものですよ。だから非常に私がこの法律の運営の面に心配するのはそこなんです。又司法警察官のことと言つたついであなたがたの御参考になると思うからもう一つ申上げる。寺島健時のことです。私の選挙区は有権者二十三万人くらいおつたでしよう、それまでの有権者に印刷した政見表の手紙をやつた。ところが大臣の命令があつたか何か知りませんが、選挙が済んでからその手紙が着いてくる。大阪市内電報が三日も一週間もかかるといふ状態であつたのです。これは大臣が指令したのかどうかわかりませんが、こういう連中が暗黒な日本というものを作り上げたのです。だからこれは、上下心を一にしてこれを改正する必要があると思うのですが。あなたはこの運用の面について政府としてそういう意識をもつたのです。これは大臣が指揮したのかどうかわかりませんが、

○政府委員(吉河光貞君) 非常に御尤もな御質問だと思うのです。終戦前に数々の治安立法が施行されておりまして、かなり幅の広いあいまいな法令と申しますが、幅の広い法令もございまして、これが濫用の説を受けたものであります。内乱の扇動とか事態、又殺人、放火、汽車の顛覆、強盗のこととき行為の扇動ということは極めて悪質重大な事件の扇動でございま

す。かような重大な事件の扇動ではあります。かような重大な事件の扇動ではあります。かような事件は、警察官がこれを誤解して、極めてルーズに解釈して取締りをするのではないかと思います。又司法警察官のことを言つたついであなたがたの御参考になると思うかという御質問でございます。か、この点につきましては、十分扇動の意味する内容につきまして法令の解説を徹底させると同時に、総裁におかれましたても或いは検事総長におかれまして、検務局長におかれてもこれらの官にいたして頂くことになつております。かような点のみならず、公安調査官につきましては厳格な職務規律も作成されまして、運用には万遺憾のないようになります。運用には万遺憾のないようになります。か、この点につきましては、

○中山福藏君 どうぞお言葉通りに萬遺憾なきを期して頂きたいのです。そうしなければこの法案全体から、これは時間がありませんから詳しいことは私は自分の意見を申述べかねますが、政府は過去の不明朗な実績に鑑みその実績に徴して運営を、どうかこの上その懶をもう一遍お踏みにならんよう特に御警告を申上げて次の質問に移りたいと思うのです。

そこで勝頃に法務総裁をお尋ねしておきました事柄をここで補足してお尋ねしておきたいのですが、憲法の十三条の規定では、國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」、

○國務大臣(木村鷹太郎君) 言論の活潑に行われるところにおいて初めて民主政治が円満に実行できるものと私共が確信いたしております。國民が自由に、これは參政権なんですが、こういふような建前から正々堂々と國民各自が自由な言論といふものをなし得る立場にあるということは憲法のとつておるのは期せられるのでありますから、その点について私は十分に考慮を払いたいと思つております。そこで将来子として國家の運命を負担してその存立を保持し、その進歩を扶翼するという大きな権能があると同時に、且つ義務を背負つておるのであります。これから先各地で行われますあらゆる演説会、講演会、或いは思想的な詰合い、こういう事柄についてこの憲法の精神を活かして、國民が何とかして日本というものを興隆に向わしながらならんというような相談をする場合に、いろいろな陰密……、羽仁さんの言葉を借りて言えば陰密的な警察官がそこに踏み込む、或いはそれを監視する。それが或る団体に属しておつて、或る団体が暴力主義的な破壊活動をやつたと、それでややもすると自分の手柄のために、点を稼ぐために、これを契機にして引つ掛けたうしてその政党を彈圧するとか、或いは個人の政治的な行動を取締るというようなことになる場合が、只今申上げましたような実例に照てないとは誰れも証できひのうですが、将来各地に行われるこういうような演説会、殊に選挙を行へるに立つ人間を小説でつち上げて密告する人がたくさんあるのとあります。授書があつて自分の反対の立場に立つ人間を小説でつち上げて密告するといふうな風習が世の中に横行するといふことになりますれば、

○中山福藏君 私はこの犯罪の捜査に当たりまして、私どもの経験するところによると、検察官或いは警察署は授書というものを非常に歓迎してくれるといふことです。授書があつて反対の立場に立つ人間を小説でつち上げて密告するといふことなどは、必ず御心配なく、私の就職の間におり対しても、責任を持たない密告に對しては取上げてはいかんと言つておられます。この方針は私はできるだけ堅持するつもりであります。私はこの密告といふことほど憎むべき、又害毒を流すものではないと考へております。どう御心配なく、私の就職の間におり対しても、責任を持たない密告に對しては取上げてはいかんと言つておられます。この方針は私はできるだけ堅持するつもりであります。私はこの密告といふことほど憎むべき、又害毒を流すものではないと考へております。どう御心配なく、私の就職の間におり対しても、責任を持たない密告に對しては取上げてはいかんと言つておられることは決してないと思つています。そこでお聞きしておきますが、法務総裁は公正な論議をやるのは差支ない、こうおつしやつておりますが、公正な論議といふものの定義はどういうふうにお考へになつておりますか。これは提楽理由中に述べられておる言葉なんですが、それを大体の輪郭、即ちどの範囲のことを公正な論議としてお認めになつておるか、承わつておきたいと願ひます。

○國務大臣（木村鶴太郎君）公正とは読んで字のこととあります。とにかく我々が客観的妥当な範囲ということ最も適切だらうと思います。少くとも国家公安秩序を築くことは無く論公正であります。世の中の秩序を築きぬ範囲においては私は如何なる言論といえども許すべきものであらうと、私はこう考えております。

○中山福蔵君 次にお尋ねますが、これは憲法の第二十條に書かれてありますする信教の自由に関する事柄ですが、この信教というものは、これはおのの目に見えざるものに対する一つの何と申しますかね、仰ぎ見る立場をとる心のあり方だと私は考えます。そこでこの宗教の信義をいろいろ検討して見ます」というと、ローマ法玉ビオ二世と、いふうな人は政治、経済、外交に対して相当の動きを見せておりまます。そこでこそ共産主義の如何に憎むべき事柄であるかといふところについても一つの意見書を発表しております。そこでこの意見書を見せておきます。そこではあるが、山樹若が言うには、どうも大本教徒門を氣取つて、このことは當時の文部參議官でありました山樹義重君が親しく私に告げたところであります。山樹若が言うには、どうも大本教徒門を氣取つて、このことは當時の文部參議官でありました山樹義重君が親しく私に告げたところであります。山樹若が言うには、どうも大本教徒門を氣取つて、このことは當時の文部參議官でありました山樹義重君が親しく私に告げたところであります。山樹若が言うには、どうも大本教徒門を氣取つて、このことは當時の文部參議官でありました山樹義重君が親しく私に告げたところであります。

○國務大臣（木村鶴太郎君）宗教團體として開拓みずから主権者となるといふうな運動を起したというので想像も及ぼぬよう公憲の暴力的な行政處分によつて打ち倒された。このことは當時の文部參議官でありました山樹義重君が親しく私に告げたところであります。私はこういふうな普通の政治団體、これは共産主義のイデオロギーは一つの共産黨だと言われておりますが、これも一つの宗教的な立場にある。もう一つは、こういふうな宗教團體はこれについてどういふうな態度をおとりになるつもりですか。十年前に大阪の布施というところに人をもつて、よくそれがだけの内容を探して、日ならずしてこの大本教といふ部行政處分で公売に付して、その財産を没収してしまった。そうして検査に當つた警部補は警部になつて署長になつた。そうして胸には有功賞を下げてはいたのです。そうしてこれをつぶしたほうがよかつたかどうかと、うなづいて見ます。その書物を縁いで見たが、それを見ると大分はめられたということではあります。私は従来の大本教のあり方と出口すみ子の書いた世界連邦といふ書物を縁いで見たが、それを見ると、どこにも心配するような点はない。それで出口王仁三郎の行動を私たちは當時見えておつた、その裁判が七年か八年のうちに心配するような点はない。

○國務大臣（木村鶴太郎君）宗教團體として開拓みずから主権者となるといふうな運動を起したというので想像も及ぼぬよう公憲の暴力的な行政處分によつて打ち倒された。このことは當時の文部參議官でありました山樹義重君が親しく私に告げたところであります。私はこういふうな普通の政治団體、これは共産主義のイデオロギーは一つの共産黨だと言われておりますが、これも一つの宗教的な立場にある。もう一つは、こういふうな宗教團體はこれについてどういふうな態度をおとりになるつもりですか。十年前に大阪の布施といふ部行政處分で公売に付して、その財産を没収してしまった。そうして検査に當つた警部補は警部になつて署長になつた。そうして胸には有功賞を下げてはいたのです。そうしてこれをつぶしたほうがよかつたかどうかと、うなづいて見ます。その書物を縁いで見たが、それを見ると、どこにも心配するような点はない。それで出口王仁三郎の行動を私たちは當時見えておつた、その裁判が七年か八年のうちに心配するような点はない。

○國務大臣（木村鶴太郎君）宗教團體として開拓みずから主権者となるといふうな運動を起したというので想像も及ぼぬよう公憲の暴力的な行政處分によつて打ち倒された。このことは當時の文部參議官でありました山樹義重君が親しく私に告げたところであります。私はこういふうな普通の政治団體、これは共産主義のイデオロギーは一つの共産黨だと言われておりますが、これも一つの宗教的な立場にある。もう一つは、こういふうな宗教團體はこれについてどういふうな態度をおとりになるつもりですか。十年前に大阪の布施といふ部行政處分で公売に付して、その財産を没収してしまった。そうして検査に當つた警部補は警部になつて署長になつた。そうして胸には有功賞を下げてはいたのです。そうしてこれをつぶしたほうがよかつたかどうかと、うなづいて見ます。その書物を縁いで見たが、それを見ると、どこにも心配するような点はない。それで出口王仁三郎の行動を私たちは當時見えておつた、その裁判が七年か八年のうちに心配するような点はない。

○國務大臣（木村鶴太郎君）宗教團體として開拓みずから主権者となるといふうな運動を起したというので想像も及ぼぬよう公憲の暴力的な行政處分によつて打ち倒された。このことは當時の文部參議官でありました山樹義重君が親しく私に告げたところであります。私はこういふうな普通の政治団體、これは共産主義のイデオロギーは一つの共産黨だと言われておりますが、これも一つの宗教的な立場にある。もう一つは、こういふうな宗教團體はこれについてどういふうな態度をおとりになるつもりですか。十年前に大阪の布施といふ部行政處分で公売に付して、その財産を没収してしまった。そうして検査に當つた警部補は警部になつて署長になつた。そうして胸には有功賞を下げてはいたのです。そうしてこれをつぶしたほうがよかつたかどうかと、うなづいて見ます。その書物を縁いで見たが、それを見ると、どこにも心配するような点はない。それで出口王仁三郎の行動を私たちは當時見えておつた、その裁判が七年か八年のうちに心配するような点はない。

○國務大臣（木村鶴太郎君）宗教團體として開拓みずから主権者となるといふうな運動を起したというので想像も及ぼぬよう公憲の暴力的な行政處分によつて打ち倒された。このことは當時の文部參議官でありました山樹義重君が親しく私に告げたところであります。私はこういふうな普通の政治団體、これは共産主義のイデオロギーは一つの共産黨だと言われておりますが、これも一つの宗教的な立場にある。もう一つは、こういふうな宗教團體はこれについてどういふうな態度をおとりになるつもりですか。十年前に大阪の布施といふ部行政處分で公売に付して、その財産を没収してしまった。そうして検査に當つた警部補は警部になつて署長になつた。そうして胸には有功賞を下げてはいたのです。そうしてこれをつぶしたほうがよかつたかどうかと、うなづいて見ます。その書物を縁いで見たが、それを見ると、どこにも心配するような点はない。それで出口王仁三郎の行動を私たちは當時見えておつた、その裁判が七年か八年のうちに心配するような点はない。

救うというような簡単なことでは済まないと思うのです。だからこの点についてもどうか一つどういう程度でどういうところの範囲で破防法というものをこういう団体に適用して行くかということを、十二分お考へになつて頂きたい。大本教や人の道教を叩きつぶして、政府が何年たつても知らん顔をしてその財産の保障も何もしないということがありますれば、心ある者は政府ということになります。

そういうものを使ふべきではないようになつても破防法のできる限りの効果としてかよくなれる犯の宣伝とか、教唆といふようなものを実行される効果としてかよくなれる犯の宣伝とか、教唆といふようなものを実行される効果としてかよくなれる犯の宣伝とか、

行なはず、又は扇動は、御承知の通り中止の判断を失して犯罪実行の決意めになる所存でしようか、どうでよいかも。しかし、演劇それ自身は、現実に全体として、演劇それ自身は、現実に全体として、

○中山福蔵君 もう時間がありませんから、いろいろその点についての意見がありますけれども、申上げません。その次にお尋ねをおきますがね……。

○政府委員(岡原昌男君) 只今吉河政委員から説明のありました点でござりますが、大体の場合には入らないだろ

うと私も思います。ただそれが特殊の目的を以て行われ、そうして同時に一般的にさような刺殺を與えるというも

のであることが合理的に判断されるとおつた、掲示板に貼るために持つておつたというときには犯罪になる。ところが芝居なんか下衆の道徳なんです。

下衆の道徳で、芝居を見せるくらい簡単な人を指導するものはない。これは修身を説まざるよりも一貫芝居を見せたほうがいい。これは暗黙の教唆にも扇動にもなるのです。なぜこの種のものをこの法案に挙げていないので……。

○中山福蔵君 それからお尋ねいたしましたが、暴力主義的破壊活動といふ言葉が基本觀念になつてゐるわけですが、暴力主義的破壊活動の標準は誰が……、公安調査官がお認めになるの行為を基礎といたしまして、その行為が、先ほど検務局長が御説明申上げたような、他人に対する犯罪を実行する決意を新たに生ぜしむるような

ことはその場合のみならず、一般的な活動になるということをその都度お認めたところが、その点がまいませんか、総裁。そこで一つお尋ねしておきたいのですが、この公安審査委員会に対しても、さつきの答弁とは矛盾しております。

○伊藤修君 今御答弁を伺つておりますが、今はお尋ねの最後から二番目の更新であります。余り思い付いたのはせんようにして頂きたい。速記録を御覽になってもわかります。

○政府委員(吉河光貞君) それは繰返して請求できるということを先にお答え申上げました。その規制された原因で更新できるとは御答弁していかなければ。

○伊藤修君 然らばその趣旨を明らかにしておかんというと更新できない。この場合は更新できる結果になるのじやないか。これはそういうふうになりますと、言つておきたいのですが、その点がまいませんか。

○政府委員(開之君) その点は裁判の延びて行くのであります。これは役に立たない裁判になつちやうのであります。御意見を承つておきたい。

○政府委員(吉河光貞君) 今御注意がございましたが、前回伊藤委員に御答弁申上げたのは、請求を繰返すことがができるという趣旨で御答弁申上げました。只今一つの請求をしまして、その期

間を更にその一つの請求でしたことで繰返す、更新するということはできないう意味でお答え申上げました。

○委員長(小野義夫君) 速記をとめて、例えは國家賠償法の法の適用、そ

ういうような問題によつて解決いたす

午後四時一分速記開始

午後三時五十分速記中止

これはその場合のみならず、一般的な活動になることをその都度お認めたところが、その点がまいませんか。これは質疑で順次明らかにされて参りたいと考へております。この点については基本的な論議になりますけれども、これは質疑で順次明らかにされる日本民主主義に與えます基本的な影響を考えますとき、この審議の重大性を強く感するものであります。あるいは私どもとしては今日においては新できるかどうかということに対してもわかります。

○吉田法晴君 私はこの破壊活動防止法案その他三法律案の持つ重要性、それから日本の民主主義に與えます基本的な影響を考えますとき、この審議の重大性を強く感するものであります。

警察法であると考へるのであります
が、どういう工合に考へられますか、
伺いたいのであります。

それからその警察は、警察法規の中

心はこれは治安といふ言葉が使つてござ
りますが、思想それ他の点も、先

ほど中山委員からも御質疑がございま
したけれども、思想警察ではないか、

そしてその中心は治安警察或いは思想

警察を相当いたします公安調査庁の設

置法、公安調査厅を設けるという点が

中心ではないかと、こういう工合に判
断をいたすのであります。が、法務総裁

なり或いは法制意見長官はどういう工
合にお考えになりますか、先ず承わり

たいと思います。

○政府委員佐藤達夫君 私からお答

え申上げます。本質は行政法的なもの

であるという仰せ、誠にその通りでござ
ります。そこで行政法的なものの中
でどれに當るかというお言葉でござ
いましたが、申すまでもなく、行政を分
けますというと、例え保育行政であ
るとか警察行政であるとか、学問上學
者が分けております。そういう純理
的方面から分類いたしますれば、只今仰
せの通りに、行政警察の部門に入ると
申上げて差支えなかろうかと存じま
す。

○吉田法晴君 その警察行政の中で、
あとの点が答弁が抜けたのであります
が、これは治安といふ言葉が説明その
中での又分類ということになりま
して、そこで治安警察というお言葉が出
ましたが、私は実はその分類は余り詳
用といふものはむしろ警察作用と言つ
ていいのじやないかと、非常にラフな
い換えますと、思想それ他の点も、先
ほど中山委員からも御質疑がございま
したけれども、思想警察ではないか、
そしてその中心は治安警察或いは思想
警察を相当いたします公安調査庁の設
置法、公安調査厅を設けるという点が

しく存じておりますので、治安の作
用といふものはむしろ警察作用と言つ
ていいのじやないかと、非常にラフな
い換えますと、思想それ他の点も、先
ほど中山委員からも御質疑がございま
したけれども、思想警察ではないか、
そしてその中心は治安警察或いは思想
警察を相当いたします公安調査庁の設
置法、公安調査厅を設けるという点が

あります。

○吉田法晴君 それでは治安警察更に
思想警察になりはせんかという点は、
氣持を持つておるので、もう少し御質
疑を頂きませんと、お答えができる
のであります。

○吉田法晴君 それでは治安警察更に
思想警察になりはせんかという点は、
しましても論議にならんと思ひますの
で、あとで質疑を具体的にして参りました
ところです。

それでは法文の中心につきまして、
法文についてお尋ねをいたしますが、
警察或いは……私はこれを治安警察と
した條文は、しばく質疑せられました
たよう第三條とそれから四條は定義
でありますけれども、これに基きます
六條、團体の規制という点が中心であ
るということは、これは説明で明らか
になつて参つたと思うであります。

○吉田法晴君 その団体の規制の前提と申しますか、
論理的な前提と申しますが、三條と六
條、この三條の中内乱という点、或
いは内乱の予備、陰謀、帮助という点
は、これは刑罰法規で賄われる、刑法
の通じに、行政警察の部門に入ると
で賄われるわけでありますから、御説
明にありますように、事前段階でこれ
を規制すると、こういう御説明からし
ましても、イ、ロにその中心があるの
でなくて、ハに中心がある。言い換え
ますと、内乱或いは内乱の予備、陰
謀、帮助に中心があるのではなくし
て、その裏現の正当性又は必要性を主
張した文書、図書の印刷、頒布、それ
から掲示、それから所持、この点が三
條の中心的な狙いであるということ。

それから二号につきましてはしばく
法務総裁は騒擾或いは殺人、放火、強
盗と、こういう危険中の危険の行動を

規制するのだと、こういうお話をあり
ますけれども、それはそれく刑法に

規定しておられるところであつて、こ
れはあとで質疑を重ねて参りません

と、抽象的に治安警察、思想警察と申
しましても論議にならんと思ひますの
で、あとで質疑を具体的にして参りました
ところです。

それでは法文の中心につきまして、
法文についてお尋ねをいたしますが、
警察或いは……私はこれを治安警察と
した條文は、しばく質疑せられました
たよう第三條とそれから四條は定義
でありますけれども、これに基きます
六條、團体の規制という点が中心であ
るということは、これは説明で明らか
になつて参つたと思うであります。

○吉田法晴君 その団体の規制の前提と申しますか、
論理的な前提と申しますが、三條と六
條、この三條の中内乱という点、或
いは内乱の予備、陰謀、帮助という点
は、これは刑罰法規で賄われる、刑法
の通じに、行政警察の部門に入ると
で賄われるわけでありますから、御説
明にありますように、事前段階でこれ
を規制すると、こういう御説明からし
ましても、イ、ロにその中心があるの
でなくて、ハに中心がある。言い換え
ますと、内乱或いは内乱の予備、陰
謀、帮助に中心があるのではなくし
て、その裏現の正当性又は必要性を主
張した文書、図書の印刷、頒布、それ
から掲示、それから所持、この点が三
條の中心的な狙いであるということ。

発現したその実際の経過というものを
確実に把握したいというわけで、この

第三條に列挙してあるようなこういう
活動を団体の活動として過去に行なつ
た団体にはこれく規制をかけると

いう規制処分の基準としての面が第三
條にあるわけであります。従いまして
その規制処分の基準としての面から申
しますと、只今の第一号のへであると
か第二号の又であるとかいうふうな問
題は、これは平たく一連の基準として
列んでいるというふうにお考え願わな
いとならないと存するわけであります。

○吉田法晴君 ちょっとと少し把握し
ねるところがありましたけれども、先
ほど第一にお尋ねいたしましたよ
うに、この法案の中心的なものは警察法
のありますが、その点は如何でござ
いましょうか。

○政府委員佐藤達夫君 御質問はよ
くわかりますするが、この法案の狙い
は、提案理由で御説明いたしました通
りに、この規制の面と、それから刑罰
が六章だつたと思ひますが、刑罰規定
は、これは刑法の特例のようなもので
ある。言換えますと、たゞ
か六章だつたと思ひますが、刑罰規定
は、これは刑事訴訟法に従つて措置せ
ることを言うのかと申上げますと、
団体の活動として過去において三條に
挙げられたような暴力主義的破壊活動
を行なつた団体が、将来継続又は反復
して更に団体の活動として同じような
暴力主義的活動を行う明らかな虞れが
あると認めるときに規制をかける、國
体の規制の面ではそれが予防措置にな
るわけであります。そういう意味で御
了解願えればはつきり御了解願えると
存するわけであります。

○吉田法晴君 佐藤長官の言われるこ
とは私も否定するわけではありません
。その規制の中心的な狙い、それを
事前段階で規制する、危険を予防する
というか、こういうあれから言うなら
は、三條の二号のイ、ロ或いは二号の
イからでなくて、ハなり或いはヌと
いうものが論理的にも或いは実際的に
も中心になるのではないか、こういう
ことを申上げておるのであります。

○政府委員佐藤達夫君 見るおかた
のお気持によつていろいろ見方は出
ます。そういうふうなあいまいな書き方
であります。

○政府委員佐藤達夫君 個々の危険

で、今罰則の面から言いますれば、
おつしやる通りにこの一号のへあり
或いは二号のヌにあるということは、
一種の予備、陰謀を罰しておるのであ
りますから、それは罰則の方面からの
予防的な一つの措置であるということ
は、先ほど申上げた通りであります。

そこで今度は、今の警察といふ言葉は
いからりに至る規定が中心ではなくし
て、又の、イからりに至る行為の予
備、陰謀、教唆、扇動と規定せられて
おる、御説明による事前段階という
ことになりますが、それがこの法文の
中心的な狙いである。こういうこと
は、これははつきり今までの御説明な
り何なりから言ひ得ることだと考へる
のであります。

○政府委員佐藤達夫君 御質問はよ
くわかりますするが、この法案の狙い
は、提案理由で御説明いたしました通
りに、この規制の面と、それから刑罰
が六章だつたと思ひますが、刑罰規定
は、これは刑法の特例のようなもので
ある。言換えますと、たゞ
か六章だつたと思ひますが、刑罰規定
は、これは刑事訴訟法に従つて措置せ
ることを言うのかと申上げますと、
団体の活動として過去において三條に
挙げられたような暴力主義的破壊活動
を行なつた団体が、将来継続又は反復
して更に団体の活動として同じような
暴力主義的活動を行う明らかな虞れが
あると認めるときに規制をかける、國
体の規制の面ではそれが予防措置にな
るわけであります。そういう意味で御
了解願えればはつきり御了解願えると
存するわけであります。

○吉田法晴君 佐藤長官の言われるこ
とは私も否定するわけではありません
。その規制の中心的な狙い、それを
事前段階で規制する、危険を予防する
というか、こういうあれから言うなら
は、三條の二号のイ、ロ或いは二号の
イからでなくて、ハなり或いはヌと
いうものが論理的にも或いは実際的に
も中心になるのではないか、こういう
ことを申上げておるのであります。

○政府委員佐藤達夫君 見るおかた
のお気持によつていろいろ見方は出
ます。そういうふうなあいまいな書き方
であります。

○政府委員佐藤達夫君 個々の危険

第四部 法務委員会議録第43号 昭和二十七年五月二十三日【參議院】

将来の危険活動の予防という面とを分けて考へておありますから、先ほどのよう申上げるのがまあ一番はつきりおわかり頗るのではないかと考えておるわけであります。

○吉田法晴君 一番最初にこの三法案の中心は何かとお尋ねして、そのときには行政關係或いは警察法であるといふ点をお認め願つた。今になつて、いやそのほかに刑罰的な規定の根拠にある、ですかに一番最初の御質問を申上げたわけです。刑罰的な規定なり或いは刑罰的な手続があるということを私が否定しておるわけではございません。この法案の中心的な狙いからするならば団体の規制が中心、その団体の規制の前提と申しますか、條件になる。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたしました。衆議院におきまして田中慶平委員に対しまして法務総裁から御答弁がありまして、この破壊活動防止法案の主たる内容は規制処分にあつて、刑罰規定は從たるものじやないか、飽くまで立法上の価値判断から申しまして、行政上の規制処分が主たるもので、刑罰規定の補整は從たるものではないかといふような御質問がありまして、これに対しまして法務総裁から、明確にそうではない、これは公共の安

全を確保するため規制処分並びに刑罰規定の補整がその価値において同列のものとして第一條に譲られておる、兩者は不可分の一体をなすものである。

○吉田法晴君 まして、只今中心と申上げたのは、立案の分量と申しますかが、すでに刑罰には刑事訴訟法或いは刑法その他のありますので、十分動いて行く、併し規制の面につきましては、これは新しく立てる手續でござりますから、手続の規定とか、これを運用する官庁の設置その他を規定しなければなりません。かような関係でお答えしたわけであります。

○吉田法晴君 刑罰規定があることを否定するわけではございません。ただ旧治安維持法に比べまして、旧治安維持法はこれは刑罰規定の特別法、この破壊活動防止法は刑罰規定も入つておる、それがないということを言つておるわけではない。併し今までの説明を聞いて来ておると、警察法的な団体の規制が中心に考えられておる。或いは破壊活動防止法は行政上の概念と考へておらぬ。かような関係でありますから、抱くまでこの三條は行政上の概念と考へておられます。時間的に見ますと、内乱の始る前に予備、陰謀があるのじやないか、予備、陰謀が始る前にはそれの帮助の実現の正当性、必要性を主張した文書の印刷、頒布というような行為が、広汎に国民の間に撒き散らされるというふうなことも考へられるというようなふうになつて来るわけでございますけれども、暴力主義的破壊活動として固く中心である。その事前活動もありますけれども、これはもう明らかだと思ひます。そういう意味において警察法が中心になつてゐるじやないか、警察法になりましよう。その手続、これは手続と申しますが、規制の條文は四條、六條が中心、その前提になります破壊活動、これは定義の形で出ておりますけれども、規制の條件、それから根拠になるのは三條、その三條の中で規制

が中心であるということになるなら、それが中心になる。或いは二号の場合には、放火殺人その他というよりも、そのとの予備、陰謀、教唆、扇動というのが事実上或いは論理的にも中心になるのじやないかということを申上げているのです。

○政府委員(吉河光貞君) お答え申上せん。かような関係でお答えしたわけであります。

○吉田法晴君 刑罰規定があることを否定するわけではございません。ただ旧治安維持法に比べまして、旧治安維持法はこれは刑罰規定の特別法、この破壊活動防止法は刑罰規定も入つておる、それがないということを言つておるわけではない。併し今までの説明を聞いて来ておると、警察法的な団体の規制が中心に考えられておる。或いは破壊活動防止法は行政上の概念と考へておらぬ。かような関係でありますから、抱くまでこの三條は行政上の概念と考へておられます。時間的に見ますと、内乱の始る前に予備、陰謀があるのじやないか、予備、陰謀が始る前にはそれの帮助の実現の正当性、必要性を主張した文書の印刷、頒布というような行為が、広汎に国民の間に撒き散らされるというふうなことも考へられるというようなふうになつて来るわけでございますけれども、暴力主義的破壊活動として固く中心である。その事前活動もありますけれども、これはもう明らかだと思ひます。そういう意味において警察法が中心になつてゐるじやないか、警察法になりましよう。その手続、これは手続と申しますが、規制の條文は四條、六條が中心、その前提になります破壊活動、これは定義の形で出ておりますけれども、規制の條件、それから根拠になるのは三條、その三條の中で規制

を考えるわけでございます。
○吉田法晴君 どうも隔靴搔痒の感がするのですが、刑罰規定が中心であります。それは木村法務総裁は殺人、放火、強盗等の危険中の危険の行為と、そのとの予備、陰謀、教唆、扇動と並んで処罰だけで取締つて行こうというふうにお答えしておるのであります。

○政府委員(吉河光貞君) お答え申上せん。かような関係でお答えしたわけであります。

○吉田法晴君 どうも隔靴搔痒の感がするのですが、刑罰規定が中心であります。それは木村法務総裁は殺人、放火、強盗等の危険中の危険の行為と、そのとの予備、陰謀、教唆、扇動と並んで処罰だけで取締つて行こうというふうにお答えしておるのであります。
○吉田法晴君 どうも隔靴搔痒の感がするのですが、刑罰規定が中心であります。それは木村法務総裁は殺人、放火、強盗等の危険中の危険の行為と、そのとの予備、陰謀、教唆、扇動と並んで処罰だけで取締つて行こうというふうにお答えしておるのであります。
○吉田法晴君 どうも隔靴搔痒の感がするのですが、刑罰規定が中心であります。それは木村法務総裁は殺人、放火、強盗等の危険中の危険の行為と、そのとの予備、陰謀、教唆、扇動と並んで処罰だけで取締つて行こうというふうにお答えしておるのであります。

おいて一番心配されるのはそこだ、この点を指摘するにとめたいと思います。
○吉田法晴君 それは木村法務総裁は殺人、放火、強盗等の危険中の危険の行為と、そのとの予備、陰謀、教唆、扇動として、それは行政處分をするところに問題が起つて来る。或いは例え内乱といふけれども、内乱の暴動が起つたらこれは刑罰問題になります。それは行政處分の点になるまい。それは行政處分の点になるまい。
○吉田法晴君 それは木村法務総裁は殺人、放火、強盗等の危険中の危険の行為と、そのとの予備、陰謀、教唆、扇動として、それは行政處分の点になるまい。
○吉田法晴君 それは木村法務総裁は殺人、放火、強盗等の危険中の危険の行為と、そのとの予備、陰謀、教唆、扇動として、それは行政處分の点になるまい。

○吉田法晴君 それは木村法務総裁は殺人、放火、強盗等の危険中の危険の行為と、そのとの予備、陰謀、教唆、扇動として、それは行政處分の点になるまい。
○吉田法晴君 それは木村法務総裁は殺人、放火、強盗等の危険中の危険の行為と、そのとの予備、陰謀、教唆、扇動として、それは行政處分の点になるまい。

○吉田法晴君 それは木村法務総裁は殺人、放火、強盗等の危険中の危険の行為と、そのとの予備、陰謀、教唆、扇動として、それは行政處分の点になるまい。
○吉田法晴君 それは木村法務総裁は殺人、放火、強盗等の危険中の危険の行為と、そのとの予備、陰謀、教唆、扇動として、それは行政處分の点になるまい。
○吉田法晴君 それは木村法務総裁は殺人、放火、強盗等の危険中の危険の行為と、そのとの予備、陰謀、教唆、扇動として、それは行政處分の点になるまい。
○吉田法晴君 それは木村法務総裁は殺人、放火、強盗等の危険中の危険の行為と、そのとの予備、陰謀、教唆、扇動として、それは行政處分の点になるまい。

で関與しようという点に非常な行き過ぎがあつたのであります。その点に鑑みまして、この時警察は成るほど廃止すべきであるという建前から廃止されたものと考えております。

○吉田法晴君 そうしますと、例えば治安維持法、治安警察法等についても同一の理由ありとお考えであります。

○國務大臣(木村篤太郎君) さようあります。

○吉田法晴君 私は終戦後治安維持法或いは治安警察法、出版法、新聞紙法等、これらのものの廃止といふものは、ひとり特高警察が思想警察として思想に入したという点のみではないと思う。これは旧憲法によります警察のあり方或いは行政権のあり方もそうであつたと思うのであります、それが根本的に変つて、そして新憲法によつて警察制度といふものを、或いは行政権のあり方といふものを根本的に変えたと思うのです。その認識がないからこそ、特高警察にならなければ何をやつてもよろしいのだ、こゝいう態勢をお考へになるのだと私は思うのであります。そこで行政法の基本原理についてお尋ねをいたしたいと思うのであります。手許にあります書物としては僅かに田中二郎氏の本しか部屋になかつたのであります、田中二郎氏は最近に法令諮詢委員会ですか、法令諮詢委員会の委員となつて政府に御協力をせられるようになつて、大分お考えもお変わりになつたかのごとく感ずるのであります。手許にあります書物としては少くとも行政法の基本原理、この中に書いてありますことは、私はこの敗戦後の犠牲の上に築いて参りました民主主義的な考え方、或

いは行政法の基本原理をはつきり打出されてゐる考へるのでございます。それで、この考え方について、これは法務省三案で見るのですが、これらの行政法或いは警察法規関係についての歴史的な展開と今日の新憲法下における行政或いは警察のあるべき姿に絞りなり或いは佐藤意見長官も恐らく御賛成なることだと思うのです。要點だけを引合いにいたしますと、民主主義的政治を建前とする場合には、例えば言論、著作、印刷、集会及び結社の自由のときはむしろそれは必然的な前提條件であり、これを制限するがことはそれ自体矛盾である。旧憲法の下では法律の範囲内においてのみ享有し得る自由であつたが、いろいろの権利自由とは法律によつて、或いは時に命令により緊急勅令や委任命令、いろいろありますが、それによつて著しく制限してしまつたことは、戦時中は法律の一般的委任には軍機保護法なり、治安警察法なり治安維持法となつて現れたのです。その実体が、先ほどより新聞紙法なり、出版法など何らの保障がないのと殆んど變りのない状態にあつた。その実体が、先ほどちよつと挙げましたけれども、出版法更に一層それがひどくなつて、或いは軍機保護法や或いは国防保安法や、

あるいは特高警察の大きな力といつたような形でありますけれども、実際には千五百人であるかも知れませんけれども、専門の侵害をいやしまらないよう行政権というものは行使して行かなければなりません。但し如何なる基本的人権といえどもこれは濫用してはならないのです。これは憲法十二條によつて禁乎として明らかであります。そこにこの基本的個人権の一種の制約を受けていると申します。申すまでもないところであります。吉田法晴君 木村法務総裁の今の御答弁の中に、關さんがしばく愛用せられます公共の福祉のためには基本的人権の制限又止むなし、こういう思想が入つておる。これは皆さんと共通した考え方だと思います。立法権、或いは或る場合においては司法権に対する御質問の中には、關さんとお話しする所によれば、公の公の福利のためには基本的権も亦司法権ニ對シ均ク其ノ獨立ヲ要す。これは行政裁判を必要とする理由に基づいて行政は運用されるのであります。吉田法晴君 お尋ねをいたしまして、この法の建前については御否定にならぬと思いますが、如何ですか。吉田法晴君 国会は国民を代表し国家の最高機関であるといふこととは言うまでもないことになります。

○吉田法晴君 「理事伊藤修君退席、委員長齋藤」 答弁の中に、關さんがしばく愛用せられておりますが、御承知の通り日本の現状は或る程度においては司法権に対する御質問の中には、關さんとお話しする所によれば、公の公の福利のためには基本的権も亦司法権ニ對シ均ク其ノ獨立ヲ要す。これは行政裁判を必要とする理由に基づいて行政は運用されるのであります。吉田法晴君 お尋ねをいたしまして、この法の建前については御否定にならぬと思いますが、如何ですか。吉田法晴君 国会は国民を代表し国家の最高機関であるといふことは言うまでもないことになります。而もその運用については、これは特警局長その他今は検事さんであります。而もその運用については、これは特警局長その他の司法機関も知れませんけれども、実際には千五百人であるかも知れませんけれども、専門の侵害をいやしまらないよう行政権といつたものが大きく浮び上つて参ります。これは特警局長その他の司法機関も知れませんけれども、実際には千五百人であるかも知れませんけれども、専門の侵害をいやしまらないよう行政権といつたものが大きく浮び上つて参ります。これは特警局長その他の司法機関も知れませんけれども、実際には千五百人であるかも知れませんけれども、専門の侵害をいやしまらないよう行政権といつたものが大きく浮び上つて参ります。これは特警局長その他の司法機関も知れませんけれども、実際には千五百人であるかも知れませんけれども、専門の侵害をいやしまらないよう行政権といつたものが大きく浮び上つて参ります。

○吉田法晴君 「司法院ノ獨立ヲ要スルカ如ク行政権モ亦司法権ニ對シ均ク其ノ獨立ヲ要す。」これは行政裁判を必要とする理由について、行政裁判を最初は認めなかつた、それからあとで行政裁判という独立した裁判制度を設けた、その理由であります。吉田法晴君 「司法院ノ獨立ヲ要スルカ如ク行政権モ亦司法権ニ對シ均ク其ノ獨立ヲ要スレハナリ。」これは行政事件訴訟特別法のような問題に関連しまして質疑がなされますといふと、司法権と行政権とは分離しなきやならぬ立場ヲ要スレハナリ。これは行政権から行政権に干渉を許さないといふ御議論と大体同じものであります。「若行政権ノ處置ニシテ司法権

昭和二十七年六月十日印刷

昭和二十七年六月十一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所